

議案第 39 号

令和 2 年度久御山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分  
につき承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第  
3 項の規定により報告し承認を求める。

令和 3 年 6 月 14 日提出

久御山町長 信 貴 康 孝



専 決 処 分 書

令和2年度久御山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

久御山町長 信 貴 康 孝



## 令和2年度久御山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

令和2年度久御山町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,440千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ283,945千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
1 保 險 料	
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料
2 使 用 料 及 び 手 数 料	
	1 手 数 料
5 諸 収 入	
	1 延 滞 金 及 び 過 料
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金
歳 入	合 計

歳出

款	項
※ 総 務 費	
	※ 徴 収 費
2 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	
	1 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金
3 諸 支 出 金	
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金
歳 出	合 計

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
236,717	△13,443	223,274
236,717	△13,443	223,274
14	△4	10
14	△4	10
272	7	279
1	△1	0
271	8	279
297,385	△13,440	283,945

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
1,712	0	1,712
458	0	458
295,188	△13,435	281,753
295,188	△13,435	281,753
485	△5	480
351	△5	346
297,385	△13,440	283,945





## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料	236,717	△13,443	223,274
2 使用料及び手数料	14	△4	10
5 諸 収 入	272	7	279
歳 入 合 計	297,385	△13,440	283,945

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
※総務費	1,712	0	1,712
2 後期高齢者医療広域連合納付金	295,188	△13,435	281,753
3 諸支出金	485	△5	480
歳出合計	297,385	△13,440	283,945

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	△ 4	4
0	0	△ 1 3, 4 4 3	8
0	0	8	△ 1 3
0	0	△ 1 3, 4 3 9	△ 1

2 歳 入

(款) 1 保 險 料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 徴 収 保 險 料	236,717	△13,443	223,274
計	236,717	△13,443	223,274

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 手 数 料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 督 促 手 数 料	14	△4	10
計	14	△4	10

(款) 5 諸 収 入

(項) 1 延滞金及び過料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 延 滞 金	1	△1	0
計	1	△1	0

(款) 5 諸 収 入

(項) 2 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保 險 料 還 付 金	266	13	279
2 還 付 加 算 金	5	△5	0
計	271	8	279
歳 入 合 計	297,385	△13,440	283,945

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1 現年度特別徴収保険料		△616	・現年度分特別徴収保険料
2 現年度普通徴収保険料		△12,827	・現年度分普通徴収保険料

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1 督促手数料		△4	・督促手数料

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1 延滞金		△1	・延滞金

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1 保険料還付金		13	・保険料還付金
1 還付加算金		△5	・還付加算金

3 歳 出

(款) 1 総 務 費

(項) 2 徴 収 費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
※賦課徴収費	458	0	458			△4	4
計	458	0	458			△4	4

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者医療 広域連合納付金	295,188	△13,435	281,753			△13,443	8
計	295,188	△13,435	281,753			△13,443	8

(款) 3 諸 支 出 金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保険料還付金等	351	△5	346			8	△13
計	351	△5	346			8	△13
歳 出 合 計	297,385	△13,440	283,945			△13,439	△1

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18負担金、補助 及び交付金	△13,435	後期高齢者医療広域連合納付金 △13,435 18負担金、補助及び交付金 ・後期高齢者医療広域連合保険料等負担金 △13,435

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
22償還金、利子 及び割引料	△5	保険料還付金等 △5 22償還金、利子及び割引料 ・保険料還付加算金 △5

